

玉城町行財政改革プラン

～住民主体による「新しい行財政システム」の確立を目指して～



平成18年3月

- 三重県 玉城町 -

目次

・ 行財政改革の背景と目標

(1) 改革の背景	
・ 全国的な背景	2
・ 玉城町における背景	3
(2) 改革の必要性	
分権社会に対応した自主・自立のまちづくりが必要	4
少子高齢化に対応した施策の見直しが必要	4
住民との協働によるまちづくりが必要	5
財政運営の一層の健全化が必要	6
(3) 課 題	7
(4) 目指す基本方向	
プランの位置付け	8
プランの期間	8
行政運営の変革の視点	8
目標と基本方向	10

・ 行財政改革に向けた取り組みの方策（行財政改革大綱）

住民参画の推進	12
業務の見直し	14
行政組織の見直し	16
財政の健全化	18

・ 実施計画（集中改革プラン含む）

住民参画の推進	20
業務の見直し	23
行政組織の見直し	26
財政の健全化	29

巻末資料	32
------	----

行財政改革の背景と目標

(1) 改革の背景

全国的な背景

戦後日本は、順調な経済発展のもとで、世界有数の経済大国になりました。しかし、バブル崩壊後、長引く景気低迷などにより、国地方の借入金が700兆円を超え、もはや今まで通りの中央集権的なやり方では、行政運営が限界となりつつあります。

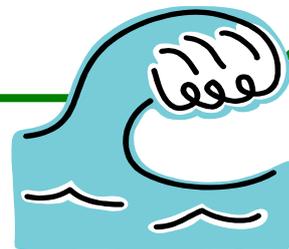
一方、社会に目を向けると、環境、教育、福祉など生活に密着した分野で、様々な問題が発生・拡大してきており、将来に不安感を内包した大きな社会問題となっています。

また、社会の成熟化や情報化などは、これまでの住民の意識や価値観などに大きな変化を与え、多様なライフスタイルを生み出しています。

そのような中、平成12年4月地方分権一括法の施行を皮切りに、「国から地方へ」「官から民へ」と方向転換を図られ、三位一体の改革など地方分権型の行財政システムづくりが推進されています。

行政サービスにおいても、これまでの前例踏襲的な発想では、高度化・多様化する住民意識や住民ニーズとかけ離れるばかりです。加えて、情報公開への関心の高まりは、行政内部の活動をオープンにし、しっかりと説明責任を果たすといった視点や発想をもった「行政経営」への変革を求めています。

このように、これまで築き上げてられてきた地方自治システムは、厳しい財政状況、地方分権、新たな社会問題の発生、価値観の多様化など時代の大きな流れの中で、分権型社会システムへの転換を迫られ、その流れは間違いなく玉城町にも押し寄せています。



玉城町における背景

玉城町では、これまでも全国に先駆けた「夜7時まで業務」を始めとする住民サービスの拡張を図る一方、組織の効率的な運用、内部経費の見直しなど、積極的に行財政改革に取り組んできました。

これまでの改革を踏まえつつ、更に改革を推進することはもちろんですが、国・地方を通じた厳しい財政状況の中で、住民ニーズを的確に把握しながら、限られた資源を有効に活用して行くために、新たな視点から仕事を見直す必要があります。

そのような中、市町村合併は行財政改革の有効な手段であると考え、協議をしてきましたが、考え方の相違から平成16年3月、任意合併協議会を解散しました。そして、市町村合併問題については『当面単独』と決定しました。

玉城町を取り巻く環境は、変化する社会経済情勢により、益々厳しさを増しており、自主・自立したまちとなるためには、行財政改革のスピードはもちろん、将来を見据えた冷静な判断力と確実に実現する実行力が必要です。

町制50周年を迎えた今、これまでの改革ではなく、生き残りをかけた改革として、ふるさと玉城が更に活力のある、「住みよいまち」「住みたくなるまち」となるよう、チャレンジする勇気をもって、「玉城らしさ」を活かした行財政改革を実現して行かなければなりません。



(2) 改革の必要性

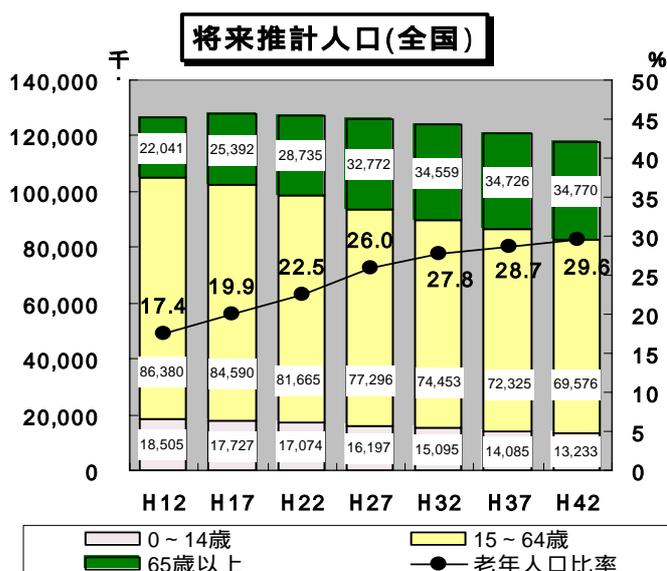
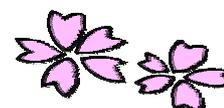
分権型社会に対応した自主・自立のまちづくりが必要

地方分権一括法の施行により、これまでの、国や県に頼っていた画一的なまちづくりから、「地域に生活する住民と地方自治体の判断と責任による、実状に沿ったまちづくり」へと大きく変化することとなりました。

私たち、とりわけ行政においては、自己決定・自己責任のもと、まちの課題を的確に把握し、その解決のため、行政のプロとして、地域住民と共に創意工夫し合いながら、まちづくりを行うことが求められています。

行政においては、これまでの「お役所仕事」から一歩踏み出し、町の将来に責任をもった、住民に信頼される『行政マン』となる必要があります。

少子高齢化に対応した施策の見直しが必要

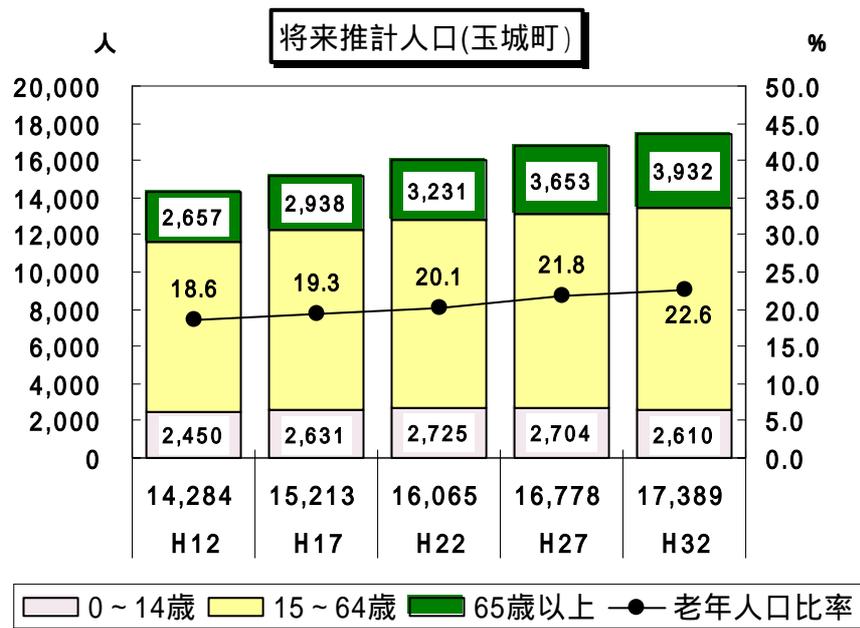


全国的な少子高齢化の流れにより、国の人口は、平成18年度をピークに人口減少時代を迎え、大きな社会問題となっています。

少子高齢化が進む中で、医療・福祉などのサービス需要が増大する一方で、それを支える、働く年齢層(15～64歳)の人口減と税収減による財政の悪化が予想され、社会の活力をいかに育てるかが懸念されています。

出典：国立社会保障・人口問題研究所『日本の将来推計人口』
(平成14年1月推計) による各年10月1日現在の推計人口

玉城町においても、全国的な少子高齢化の流れは無視できるものではありません。当面は、人口が微増する町として位置付けられていますが、高齢化率の上昇など、厳しい現状であることは、認識しなければなりません。



出典：三重県将来人口予測(2000年版)

これまでの右肩上がりの財政状況では、行政はいかに住民ニーズに応じていくかが重視され、行政サービスの拡大が進んできましたが、保健・福祉など社会保障費の増大が避けられない一方、財政規模の拡大が見込みにくい中で、これまでの行政サービスのあり方について再検証し、限りある資源をどのように有効に活用し、地域の活力をどう維持・向上させていくかを議論しなければなりません。



住民の参加・協働によるまちづくりが必要

厳しい財政状況などを背景として、自治体には抜本的な行財政改革が求められる一方で、これまで以上に住民満足度を重視した効果的・効率的な行財政運営が求められています。

近年では、多くの住民が心の豊かさを尊重し、社会に貢献することに関心や

意欲を持ち、ボランティア活動やコミュニティ活動など、それぞれの意欲と能力を活かした社会活動に取り組むようになっており、玉城町においても、福祉、教育、環境など様々な分野で、多くの住民活動団体が、地域の課題に自主的・自発的に取り組んでいます。

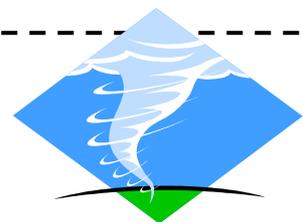
私たちは「自らの地域は、自らの手で創ること」を認識し、住民・NPO・企業・行政などがそれぞれの特性を活かしながら、お互いを理解し、共に汗をかき、一緒になってまちづくりをしていかなければなりません。



財政の一層の健全化が必要

国・地方を通じた厳しい財政状況の中、構造改革に伴う「三位一体改革」の推進（税源移譲、国庫補助負担金の改革、地方交付税の縮減等）などにより、今後、町の財政環境は大きく変わろうとしており、地域の経営能力が試されるようになることが、予想されます。

こうした状況にあって、行政は、将来にわたって住民ニーズに的確に対応し、住民に安心感を与えることのできる安定した財政の基盤を確立するため、財政の健全化への取り組みを一層推進しなければなりません。

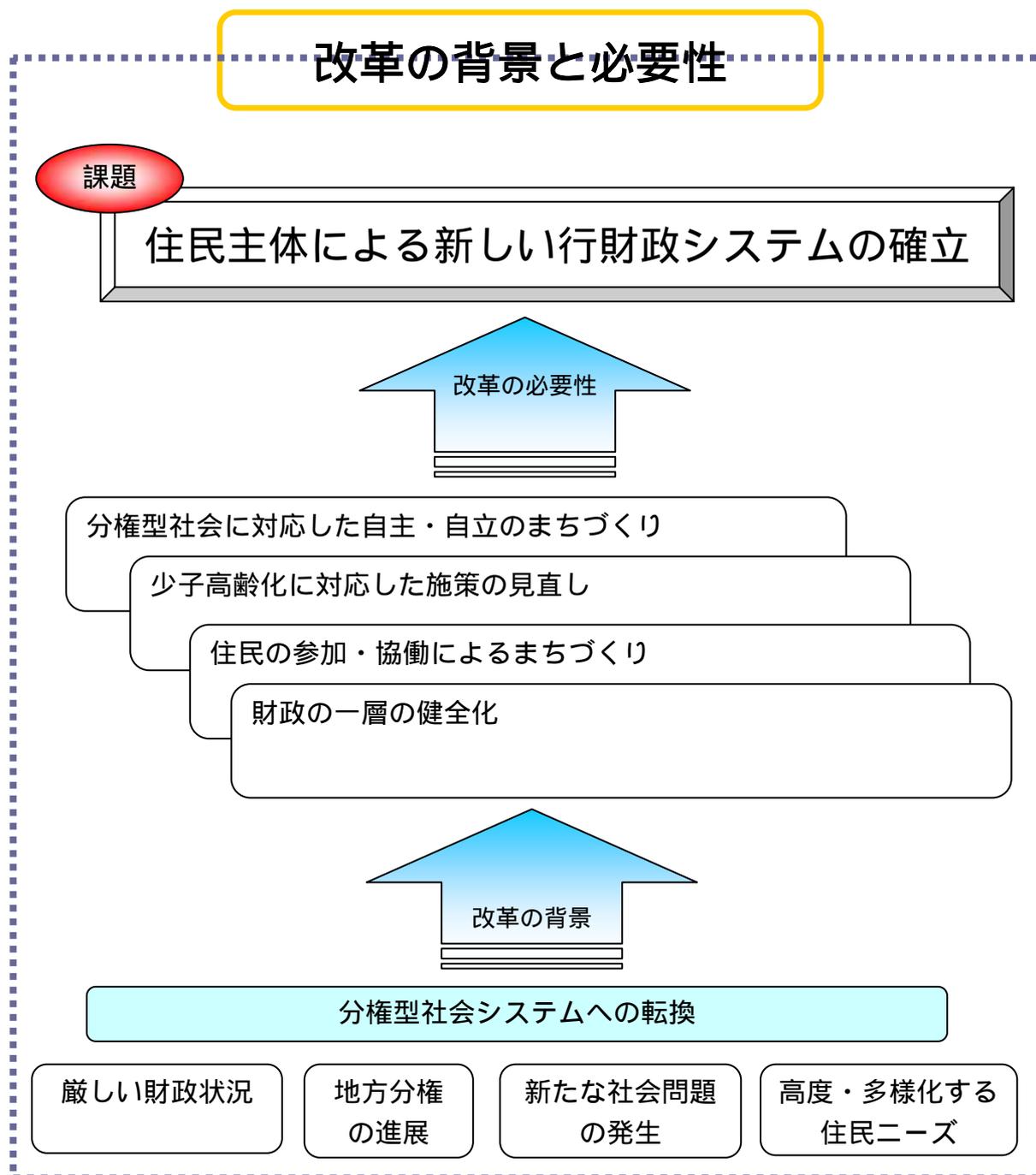


(3) 課題

こうした状況の中で、住民の参加・協働のもと、住民と行政がそれぞれの能力を發揮しながら、簡素で効果的、効率的な行政サービスのあり方を構築することにより、住民満足度の向上がより図られる

『住民主体による新しい行財政システム』

を確立することが緊急の課題となっています。



(4) 目指す基本方向

プランの位置付け

このプランでは、
行財政改革大綱（第3次改訂）
行財政改革実施計画（集中改革プラン含む）
をあわせもつものとしします。

プランの期間

平成17年度から平成22年度の6ヵ年としします。

行政運営の変革の視点

< 視点1 原点からの見直し >

今後の厳しい財政状況をしっかり認識し、あらゆる業務について、これまでの慣習や制度的な枠組みにとらわれず、限られた財源の範囲で真に必要な施策をどう構築していくかを、いったん原点に立ち返り、ゼロ・ベースから検討します。

< 視点2 コスト意識の徹底と成果志向 >

町の事業全般にわたり、コスト意識を持って「最小の経費で最大の効果」「歳入に見合う歳出」「次世代に大きな負担を残さない」という姿勢で、財政構造の転換を図り、財政の硬直化を防ぎます。

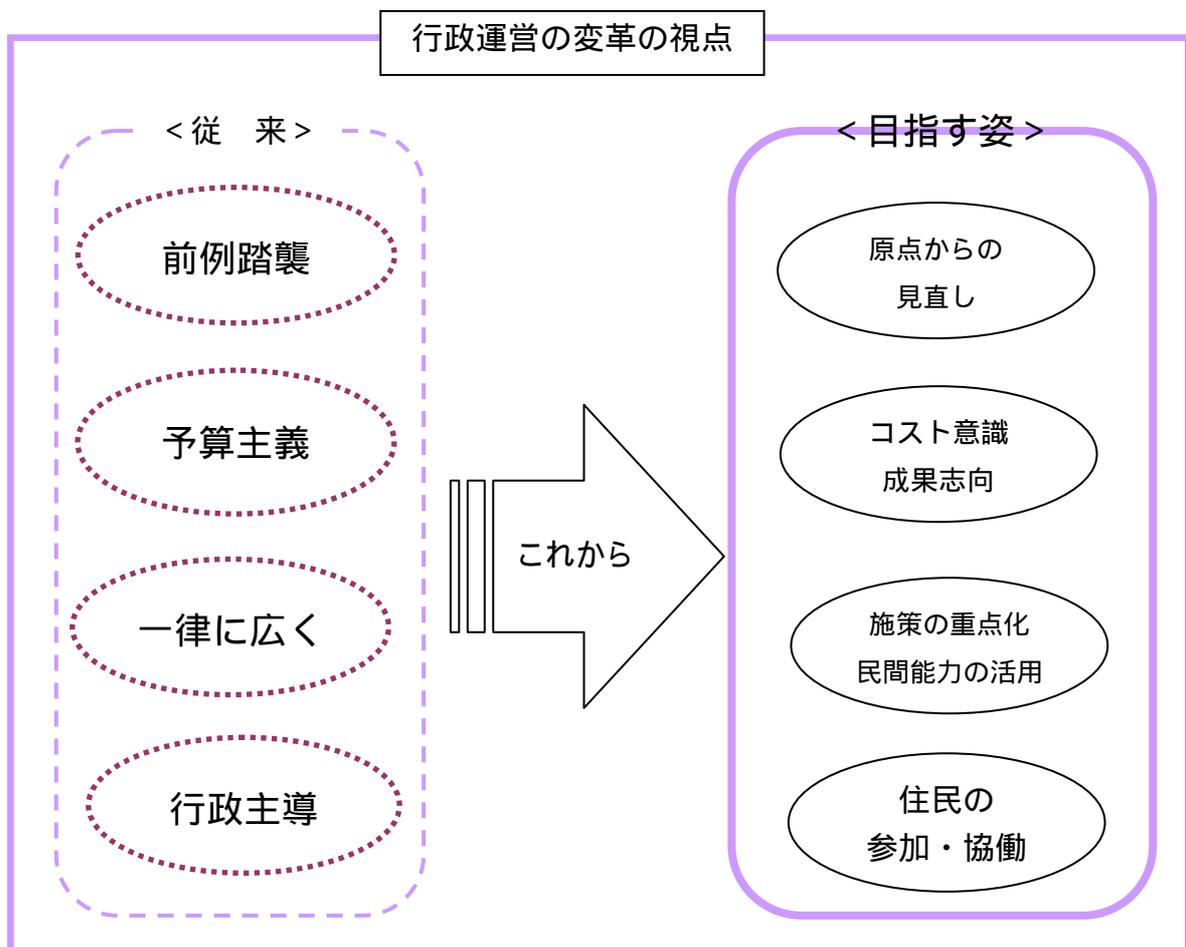
加えて、コスト削減のみにこだわったり、また、これまでやってきた流れ（予算主義）や手法の正当性だけを重視するのではなく、成果目標を達成するために「どうやったらできるか」を工夫して考え、計画策定（Plan） 実施（Do） 検証（Check） 見直し（Action）のサイクルを実行し、成果を重視します。

< 視点3 施策の重点化（選択と集中）と民間能力の活用 >

これまで住民の要望に応えることを重視して施策の拡大が続いてきましたが、今後の行政運営は、最少の費用で最大の住民満足を得ることが求められますので、「一律に広く」ではなく、「必要なところへ必要なサービスを届ける」ことを念頭に、民間能力を活用するなどしながら、行政資源（人、もの、お金、情報）の最適配分を図ります。

< 視点4 住民の参加・協働によるまちづくり >

公共サービスの担い手、まちづくりの主体は行政ではありません。「自らできることは自らが行う」ことを基本に、公共的活動を積極的に進めつつある住民・地域と行政が協働、連携し、対等な立場で、お互いの責任に基づき、様々なニーズに対応していく仕組みを検討し、公共サービスの多様な提供主体の参入を促進します。



目標と基本方向

玉城町では、従来から徹底した行財政改革に取り組み、優良企業の立地、人口増加などにも支えられて、大きな成果をあげてきました。

これまで取り組んできた行財政改革は、どちらかと言えば、減量改革が中心で、このような手法のみでは、新しい時代の到来に即した根本的なシステムの改革を実現することは困難です。

このため、新たな行財政改革への取り組みは、従来の成果を引き継ぎつつも、更に社会経済情勢や住民ニーズの変化を十分踏まえ、住民と行政双方が意識改革を図り、それぞれ適切な役割分担のもとで、

『**住民主体による新しい行財政システムの確立**』を目指します。

<基本方向 その1> 住民サービス維持向上のための『新たな仕組み』づくり

厳しい財政状況の中で、住民満足度の向上をより図るためには、これまでの行政主導のシステムから抜け出し、住民・企業・NPO・行政などが、それぞれ適切な役割分担のもとで、様々な住民ニーズに対応していくまちづくりの仕組みが必要となっています。住民を行政サービスの受け手としてだけでなく、地域社会づくりの「主体」としてとらえ、住民と行政が対等な立場で、連携しながら公益を生み出す「新たな仕組み」を創り、様々なサービス主体が、多様な住民ニーズに対応できるようなまちづくりを進めます。

このため、「**住民参画の推進**」を柱とした取り組みを進めます。

<基本方向 その2> 簡素で効果的・効率的な行財政運営の構築

玉城町を取り巻く社会経済情勢が急速に変化する中、限られた財源で変化に適切に対応していくため、これまでの業務や行政組織を根本から見直し、簡素で効果的・効率的な行財政運営の確立を目指します。

また、町財政を抜本的に見直し、歳入確保に向けた取組みなどを進め、一層の財政の健全化を図ります。

このため、「**業務の見直し**」「**行政組織の見直し**」

「**財政の健全化**」を柱とした取り組みを進めます。



<住民主体による新しい行政システムの確立>

住民サービス維持向上のための「新たな仕組み」づくり

・住民参画の推進

- 参加・協働の仕組みづくり
- 活動支援と環境の整備
- 人材の養成・啓発
- 情報の共有化

簡素で効果的・効率的な行財政運営の構築

・業務の見直し

- 事務事業の見直し
- 「公の施設」の管理運営方法の見直し
- 行政サービスの見直し
- 公共事業の見直し
- 町単独補助金の適正化

・行政組織の見直し

- 職員の意識改革
- 組織の見直し
- 定員管理の適正化
- 人件費の適正化

・財政の健全化

- 歳入確保に向けた取り組み
- 公債費管理の適正化
- 基金の確保
- 経常経費の改善

協働の度合い



行財政改革に向けた取り組みの方策（第4次行財政改革大綱）

前段の行財政改革の背景、必要性により、「玉城町新行革大綱（第3次）」を全面改訂し、『住民主体による「新しい行財政システム」の確立』を目標として、以下のとおりの改革項目に取り組んでいきます。

住民参画の推進

これからの地域社会では、住民と行政がそれぞれ知恵を出し、汗をかき、適切な役割分担のもとで、責任を果たし、一緒に創る「まちづくり」が求められています。すなわち「行政主導のまちづくり」から「参加・協働によるまちづくり」への変革が必要です。そのため、『住民参画の推進』を柱とした行政システムづくりを進めます。

参加・協働の仕組みづくり

行政は、様々な計画に沿って業務を遂行しています。その計画が住民ニーズとかけ離れていては、本当のまちづくりにはなりません。住民満足度の高いサービスとするためには、住民ニーズを的確に把握することが必要です。

計画段階から共に考える「参加」を可能にし、個人、団体、行政が全体としてつながり、支えあう「協働の仕組み」や「協働のルール」づくりを進めます。

また、それぞれがまちづくりの担い手として主体的に活躍できるような庁内体制を整備するとともに、住民と行政との協働による事業創出を検討・推進します。

そのため、住民と行政相互の役割分担、協働の概念を明確にした、協働の指針や条例などを策定し、住民が参加・協働しやすい仕組みづくりを推進します。

活動支援と環境の整備

環境・教育・福祉など多様な分野で、自発的・自主的に行うボランティアやNPOなどの社会活動は、これからの玉城町を支える重要な活動です。

このため、それらの社会活動を積極的に支援するとともに、活動が活発化し、自立した団体となるよう必要な措置を行います。また、相互交流・情報交換により活動団体やグループ同士が互いに連携・協力できるような「場」の提供、ネットワークの形成支援など環境の整備を推進します。

人材の養成・啓発

まちづくりの担い手となる高い意欲と優れた能力を持つ人材を養成し、確保することは、協働のまちづくりを推進する上で大変重要です。

そこで、協働への関心や意欲を行動に結びつけるため、活動に参加するきっかけを提供するとともに、協働の取り組みが住民に浸透するよう様々な普及啓発活動を行います。

並行して、協働の担い手となる人材や活動団体の核となる人材を養成し、協働が実践できる仕組みづくりに取り組みます。

情報の共有化

住民の参加と住民と行政が協働する「住民参画」を実現するためには、様々な情報が住民と行政の間で、また住民と住民の間で、正確にわかりやすい形で共有されていることが必要です。

そこで、個人情報保護条例に留意しつつ、情報公開条例の趣旨に沿って、行政情報の公開・開示を進めるとともに、総合的な行政評価制度（政策・施策評価、事務事業評価）の構築を図るなど、これまで以上に情報の共有化を図り、広報紙やホームページなどを活用し、積極的に情報を提供します。

また、政策や事業計画の決定過程において、住民の理解と合意を得るため、自治区での話し合いへの参加、出前方式による意見交換の実施など、可能な限り迅速に、行政が持つ情報と住民が持つ情報の交流を進め、対面型の情報共有を確立します。



業務の見直し

限られた財源で、社会変化に対応するためには、最少の費用で最大の効果が得られるよう創意工夫するとともに、必要なところに必要なサービスが行き届くよう、選択と集中を図り、簡素で効果的・効率的な行政運営が求められます。

そこで、住民参画の推進や民間能力を活用するとともに、事務事業評価の手法を導入することにより、事務事業の再編整理、廃止統合など、徹底した業務の見直しを行ないます。

事務事業の見直し

住民の参加・協働によるまちづくりの視点からこれまでの事務事業を原点から見直し、行政が直営で実施するよりも、民間能力を活用した方がより効果的・効率的に実施できる事務事業については、積極的に民間能力を活用します。

また、これまで以上に電子化を推進することにより、業務の効率化を図ります。

このほか、戦略的な企画立案、住民との連携・調整など、総合的な行政の展開を進めるため、内部的な業務の簡素・効率化に一層取り組みます。

「公の施設」の管理運営方法の見直し

玉城町では、目的に応じて様々な公共施設の整備を進めてきました。これまで、どこのまちでも、施設を整備することに重点が置かれ、どちらかと言えば、管理運営は後回しになっていたと言えます。

今後は、その施設の目的、必要性、管理運営方法などについて十分検証し、利用者、住民などの意見も踏まえた上で、指定管理者制度の導入など、積極的に民間活力を導入します。

また、公園の管理や町道の除草など維持管理業務のあり方について、住民と行政との役割分担を含め検討します。

行政サービスの見直し

社会経済情勢の変化などにより、これまでの「一律に広く」といったサービス提供方法では、行政運営が困難となりつつあり、行政サービスそのものを取捨選択することが必要です。

そこで、「行政評価制度」の導入・活用等によって、行政サービスを客観的に評価し、行政資源の最適配分を行います。

並行して、住民参画の推進、民間能力の活用などにより、住民満足度が向上す

るよう見直します。

また、これまで各種団体から主体的に提供されているサービスや、新たに取り組まれるサービスを支援します。

公共事業の見直し

財政状況の悪化が懸念される中、新しい施設建設事業については、既存施設を活用するなど、事業の抑制を図ります。土地改良事業や道路整備事業など公共事業については、抜本的な見直しを行い、選択と集中により効果的な事業実施に努めます。事業の実施においても成果を重視し、住民の参画を推進する中で、事業費や後年度への負担（公債費）を抑制します。

また、入札や契約の状況について積極的に情報公開するとともに、入札制度を見直し「予定価格の事前公表」、「地域公募型指名競争入札」や「一般競争入札」の導入を検討するなど公平、公正、透明性のある適正な制度を確立するとともに、より一層事業費を抑制します。

町単独補助金の適正化

現在町では、目的や政策に沿って様々な団体や住民などに補助金などを支出しています。これら町単独補助金等（町単独費用上乗せ分含む）について、その必要性、あり方などを検証し、原点から見直すことが必要です。

そこで、各補助金等を態様別に分類し、分類ごとの考え方の基本原則を定め、適正化を図ります。

また、住民や団体の主体性が発揮できるよう、新しい補助システムを構築します。

行政組織の見直し

新たな行政課題や、多様化する住民ニーズに即応した施策を総合的、機能的に展開できるような組織体制が求められます。

職員の意識改革

地域主権を実現し、真に自立した玉城町となるためには、職員一人ひとりが、全体の奉仕者であることを改めて自覚し、意欲を持って職務に取り組むことはもちろん、住民に一番身近な行政サービスの担い手として、また、行政のプロとして、住民に信頼される行政マンを追求し、実現しなければなりません。

行財政改革プランを着実に実行するには、職員一人ひとりが意識を改革し、自立することが必要不可欠となります。

これまでに行なってきた、職員の意識改革の議論から一步踏み出し、改革実践へと改善するため、職員提案制度の活用を図ります。

また、職員は重要な行政資源であり、組織全体でその能力向上に努めなければなりません。そこで、職員の育成方針を示した「職員人材育成基本方針」を策定します。併せて、職員の意欲・意識の高揚を促進し、全体的な行政能力の向上を図るため、目標管理制度と連結し、能力・実績を重視した人事評価システムを導入します。

この他、効果的な職員の資質向上を推進するため、自主的・自発的な研修・研究への支援、人事交流事業の推進などを図ります。

組織の見直し

これまでも、「夜7時まで業務」「チーム制の導入」など、住民満足度向上に向けた組織体制を検討し、導入してきました。

これまでの取り組みを踏まえつつ、住民にわかりやすく、利用しやすい組織づくりを行なうとともに、地方分権時代の新たな行政課題や高度・多様化する住民ニーズに適応できる組織体制を構築します。

また、重要課題を抱える組織への重点配置を行なうなど、適切な人員配置などを行います。

定員管理の適正化

これまで、新玉城町行革大綱(第3次)で掲げた定員管理適正化計画について、着実に実行してきました。これからは、社会情勢の変化などを踏まえ、対応すべ

き行政需要の範囲、施策の内容及び手法を改めて見直しながら適正化に取り組むことが求められます。

人材育成方針に基づき職員のレベルアップを図るとともに、住民参画の推進、民間能力の活用など、まちづくりの力を総合的に活用した行政運営を目指します。

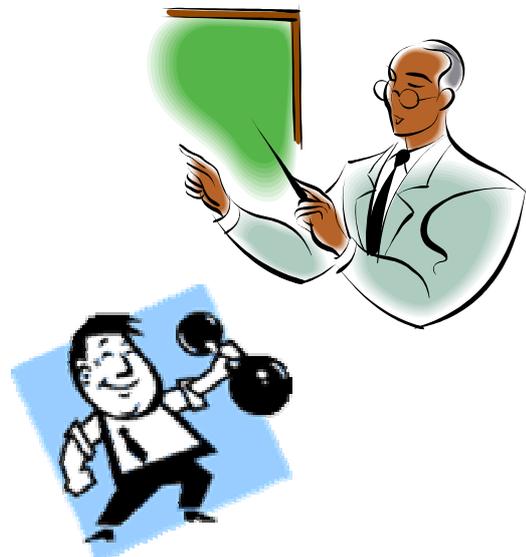
このため、町の実情を踏まえ、職種に合わせた抜本的な見直しを行い、新たな「定員管理適正化計画」を作成し、全体的な人員抑制を図ります。一方、業務の見直し、嘱託職員の有効活用、民間能力を活用するなど、より一層の住民満足度向上を目指します。

人件費の適正化

町はこれまで、旅費、管理職手当、特殊勤務手当の見直しなど、他の自治体に先駆けて、積極的に適正化を図ってきました。これまでの取り組みに続き、各種手当について原点から見直し、一層の適正化を図ります。

給与については、国・県の動向も考慮しつつ、適正な職務・職階・職能を取り入れるなど抜本的な給与体系の見直しを行い、地域に応じた給与体系を確立します。

また、事務事業の見直しなどにより、効果的・効率的な職員配置を行なう一方、職種に合わせた給与体系の適正化、定員管理適正化計画に基づいた職員採用、定期的な特別職給与の見直し、嘱託職員の給与の適正化など、総体的な人件費の抑制を図ります。



財政の健全化

財政運営の健全性を保つため、中長期的な財政計画を策定するとともに、住民の視点からわかりやすく客観的に判断できる数値目標を設定し、国や県の財政状況や社会情勢に左右されない、自立した財政の基盤の確立と運営の適正化を図ります。

また、特別会計を含む、玉城町全体の貸借対照表及び損益計算書を作成し、財政全体の状況を常に把握するとともに、住民にわかりやすい情報提供に取り組めます。

さらに、長期的な視点での取り組みとして、積極的な企業誘致を推進し、雇用機会を創出し、税収の増加につながるよう努めます。そして、玉城で働き、生活するライフサイクルの好環境を生み出すことで、安定した人口増、収入増につなげていくことに努めます。

歳入確保に向けた取り組み

受益者負担の適正化の観点から使用料・手数料を見直します。

収入の根幹を占める個人町民税などについては、徴収率の低迷と滞納額が増加傾向にあり、このことは、税負担の公平性に影響を及ぼすばかりでなく、今後の財政運営や住民負担の適正化にも影響をおよぼすことから、町税等滞納整理機構をはじめ、徴収体制を強化し収納率の向上を図ります。

また、住民が町の資本家としてまちづくりに参加する「住民公募債」の導入や法定外目的税など新たな財源確保に向け、調査・研究します。

公債費管理の適正化

財政硬直化の要因の一つに、借金の返済額が多いことが挙げられます。財政規模の拡大が望めない現状においては、借金の返済にまわす経費の圧迫が少ない方が柔軟な財政運営ができるとされています。

そのため、これまでの支出を重視した予算手法ではなく、収入に合わせて支出を考える「行政経営型」への転換を図る中、町債の発行額を元金償還額の範囲内に抑えることを目標として、できる限り起債額を抑制します。

基金の確保

町の貯金である財政調整基金の積み立てに関しては、条例により決算上の余剰金は、一定額以上を積み立てることとしています。決算の余剰財源に結びつくように、これまでの「使うこと」に重点を置くのではなく、最少の経費で最大の住民満足を得るよう、「住民満足度」(＝成果)を重視した使い方への転換を図り、基金総額を確保します。

また、各種基金の再編を行い、時代に合った基金体系とします。

経常経費の改善

玉城町の経常収支比率は、平成16年度決算において82.2%ですが、義務的経費（人件費、扶助費、公債費）の増加と比例し上昇が予想されることから、それを80%以下に抑制することを目標とします。

このためには、経常的な収入である町税などの「経常一般財源」の確保を図ることはもとより、人件費、公債費管理の適正化、事務事業の見直しなどにより、経常経費を改善します。

実施計画(集中改革プラン含む)

第 章では、前章で掲げた「行財政改革に向けた取り組みの方策（第4次行財政改革大綱）」に基づき、平成22年度までの具体的な取り組みとその実施時期を示しています。

下記実施計画には、総務省から示された、「地方公共団体における行財政改革の推進のための新たな指針の策定について（平成17年3月29日付、総行整第11号）」の中に記載の『集中改革プラン』を含んでいます。

住民参画の推進

参加・協働の仕組みづくり

	実施項目	具体的取組	関係部署	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2
1	住民の参加・協働のまちづくり推進指針(条例)づくり	「参加・協働」についての基本的な考え方や施策の方向性などを示す「まちづくり推進指針(条例)(仮称)」を検討し、策定します。	総務	調査研究	検討		実施		
2	地域福祉のしくみづくりの検討	地域福祉活動を総合的に推進していくための指針「地域福祉計画」を策定し、実施します。	生活福祉	調査研究		検討		策定 実施	
3	生涯学習振興計画の策定	「生涯学習振興基本計画」を策定し、実施します。	教育	検討		策定 実施			
4	審議会等における公募、女性委員の拡大	公募推進の指針を作成すると共に、男女共同参画を推進します。	総務	調査研究・検討	策定	推進			
5	<関連 18>	社会教育委員等に公募制を導入します。	教育		検討	審査	実施		
6	大学等の連携の検討	まちづくりや保健福祉、生涯学習などの分野で大学等との連携を検討します。	総務 関係部署	調査研究	検討				
7	人材登録制度の導入の検討	専門的な知識や技術を持った人材を発掘し、登録・活用する制度を構築します。	総務		調査研究・検討	検討	実施		
8	住民窓口、連絡調整体制の整備検討	協働を推進する窓口を設置すると共に連絡調整体制を検討します。	総務		調査研究・検討				

	実施項目	具体的取組	関係部署	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2
9		NPO等を育成・支援する制度を構築します。	総務	調査研究	検討		実施		
10		NPO等との協働により、IT事業を推進します。	教育	継続実施	拡大実施	方針見直し	推進		
11	NPO等との連携による協働事業の推進	NPO等が事業に主体的に参画できる事業を検討し、導入します。	教育			検討			試験導入
12		NPO等との協働により、子育て支援事業を推進します。	生活福祉	モデル実施	継続実施	実施	拡大実施		
13		NPO等との協働により、環境事業を推進します。	生活福祉	継続実施		見直し・検討	実施		
14	ごみ減量化の推進	破碎不燃残さの減量化・資源化を推進します。	生活福祉	検討	検討	実施			
15	住民参加型閉じこもり予防事業	社協等と連携し住民参加による介護予防事業を推進します。	生活福祉	検討	実施	拡大実施			
16	配食サービスボランティア <関連 59>	ボランティア等との協働による配達サービス（安否確認含）を実施します。	生活福祉	検討	検討・実施				
17	子育て支援施設の運営	ボランティア等との協働による児童館の運営を行ないます。	生活福祉	検討		検討・実施			
18	男女共同参画の推進 <関連 4>	男女共同参画を推進するため男女共同参画条例（仮称）を策定します。	総務		調査研究・検討			実施	
19	住民参加による公共施設の管理・運営	公園などの公共施設について、地域住民との協働による管理運営を推進します。	総務 関係部署	調査・検討	方針決定	推進			

活動支援と環境の整備

	実施項目	具体的取組	関係部署	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2
20	住民協働支援制度の検討 <関連： 67>	地域の主体的な活動を支援するため、現行補助制度の再構築と併せて再整備します。	総務		調査研究	検討	試験実施	実施	
21	町民自主企画講座の推進	町民の自主運営により開催される各種セミナーや講座の開講を支援します。	教育		調査研究	検討	試験実施	実施	
22	活動拠点の整備	協働事業の推進を図るための活動拠点（既存施設・空き家含）について、整備に向け検討します。	総務		調査・検討				

	実施項目	具体的取組	関係部署	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2
23	協働ネットワークの整備	協働の推進を図るため、協働のネットワークを整備し、活動団体が連携できる環境を整備します。	総務		調査・検討		実施		

人材の養成・啓発

	実施項目	具体的取組	関係部署	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2
24	ボランティア活動の普及・啓発	ボランティアなどの社会活動について普及・啓発活動を行うとともに、人材の養成に努めます。	生活福祉	継続実施					

情報の共有化

	実施項目	具体的取組	関係部署	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2
25	総合的な行政評価システムの構築 <関連： 32>	開かれた行政実現のため、総合的な政策評価制度を導入します。	総務		調査研究	実施			
26	要望、陳情等の内容の公表	住民からの要望陳情の内容や、それに対する検討結果・対応について公表します。	総務		調査・検討	実施			
27	政策意見公募・住民参画制度の導入	行政の政策決定に住民から広く意見を求める「パブリックコメント（意見公募）」や、計画段階から参画を求める「パブリックインボルブメント（住民参画）」制度を導入します。	総務		調査・検討	実施			
28	迅速な情報公開と適切な情報管理	高度情報化に対応するため、セキュリティポリシーを整備するとともに、個人情報保護条例に罰則規定を追記し整備します。	総務	検討・整備	実施				
29	情報ネットワーク基盤の活用	住民参画を含め、情報ネットワーク基盤（インターネット、地域ｲﾄﾗ、CATV）を有効に活用します。	総務	検討・実施					
30	財務、統計データの公表	統計調査データを広報・HPに公表します。	総務 農林商工		検討	実施			
31	例規集のホームページへの掲載	例規集冊子を廃止し、ホームページへ掲載します。	総務	検討	検討・実施				

業務の見直し

事務事業の見直し

	実施項目	具体的取組	関係部署	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2
32	事務事業評価の実施 <関連： 25>	総合行政評価システムに基づき、業務の適正化を図るため、事務事業評価制度を検討し、実施します。	総務	調査・検討	検討・実施				
33	各種委員の報酬等 の見直し	各種委員会のあり方や委員報酬などについて、見直しを行います。	総務 関係部署	検討		実施			
34	各種広域団体等負担金 の見直し	町が構成員となっている各種団体の負担金について、その必要性を検証し見直します。	総務 関係部署		見直し				
35	関連業務の統合 <関連 69,76>	各種届出や証明書の発行などの手続きを一ヶ所で行える「総合窓口」の設置を検討し、開設します。	総務 関係部署	調査研究	検討	実施			
36		複数の部署にまたがる業務について統廃合を検討し、実施します。	総務 関係部署	調査・検討	実施				
37	水道メーターの検針回数 の見直し	水道事業の維持管理業務の全面委託及び、検針回数の見直しについて、検討します。	上下水	調査研究・検討					
38	支払通知書の廃止	口座振替の支払通知書の廃止を検討し、実施します。	出納室	調査研究・検討	実施				
39	口座振替領収書郵送の 廃止	町税等の口座振替領収書を廃止します。	税務住民 関係部署	調査・検討	実施				
40	玉城病院運営の健全化	地方公営企業法の全部適用等について、導入に向け検討します。	病院老健	調査研究・検討					
41	社会福祉協議会等への委託 の検討	地域福祉分野の業務について、社会福祉協議会等への業務委託を検討し、拡大を図ります。	生活福祉	検討		実施			
42	水源地運転管理業務	水源地運転管理業務の全面委託化について検討します。	上下水	調査研究・検討					
43	水道事業の維持管理業務 全面委託化の検討	水道事業の維持管理業務の全面委託化について検討します。	上下水	調査研究・検討					
44	処理場運転管理業務	処理場運転管理業務の全面委託化について検討します。	上下水	調査研究・検討					
45	玉城病院給食の委託化	玉城病院の給食業務について、委託化を検討し、実施します。	病院老健	検討・実施					

	実施項目	具体的取組	関係部署	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2
46	電子申請届出システムの利活用	他の市町と共同し、電子申請システムの利活用を進めます。	総務 税務住民	検討		一部導入 (新システム)	実施		
47	新たな住民記録等電算システムの導入	外国人登録に関する新たな電算システムを導入します。	税務住民			調査・検討	検討	導入	
48	文書管理の電子化	文書管理の電子化を積極的に進めます。	総務	管理文書の電子化	グループウェア更新	・文書管理システム更新	必要に応じ推進		
49	庁内各種システムの一元化の推進	各種システムの保守管理費（経常経費）の軽減を図ります。	総務	調査研究・検討	検討	実施			
50	情報セキュリティ対策の推進	情報セキュリティ対策基本方針に基づき推進します。	総務 関係部署	順次実施					
51	総合データバンクシステムの利活用	総合データバンクシステム（各種健診結果・予防接種歴などをシステムで管理）の利活用を図ります。	生活福祉	検討	実施				

「公の施設」の管理運営方法の見直し

	実施項目	具体的取組	関係部署	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2
52	公共施設の再編	公共施設の状況について点検し、個々の施設毎に検討し、必要に応じ民間委託等を実施します。	総務 関係部署	検討		検討結果を踏まえ実施			
53	指定管理者制度の導入について検討し、導入します。	指定管理者制度の導入について検討し、導入します。	総務 関係部署	条例制定（手続き）	検討 一部実施	検討結果を踏まえ実施			
54	指定管理者制度導入に伴う検討	中央公民館、社会体育施設等の指定管理者制度の導入について検討し、実施します。	教育		検討			導入 中央公民館、社会体育施設 受付事務	町営プールについて検討
55	P F I 事業導入の検討	新たな公共施設などを建設する場合は、民間資金を活用する P F I 事業の導入を検討します。	総務 関係部署	調査研究	検討	導入体制整備	随時検討		
56		図書館・資料館建設にあたり、P F I 事業の導入を検討します。	教育						検討
57	地域集会施設の管理運営方法の見直し	地域集会施設を自治区などが自主的に管理運営する制度について検討し、実施します。	総務	検討		実施			（見直し）

行政サービスの見直し

	実施項目	具体的取組	関係部署	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2
58	総合バス交通体系の検討	交通路線確保と利便性向上を図るため、町内公共交通機関の体系について検討します。(三重交通・玉城線、福祉バス等)	総務 生活福祉		検討				
59	配食サービスの見直し <関連 16>	高齢者の自立や在宅生活の維持についての有効性を検証し、見直します。	生活福祉	検討	検討・実施				
60	敬老年金の検討	敬老年金のあり方・方法などについて検討し、実施します。	生活福祉	所得制限の検討・実施	温泉券配布について見直し	再検討	検討内容により実施		
61	地域包括支援センターの活用	福祉全般の総合相談窓口として一元化を図り、介護予防事業を実践します。	生活福祉	準備・設置	実施		拡大実施		
62	町が事務局を担っている団体のあり方の検討	町が事務局を担っている団体について、団体による自主的な運営を促進します。	教育		検討	検討・調整	順次実施 (国際交流協会)	(文化協会)	
63			農林商工	検討	実施 (宮一改良区)				

公共事業の見直し

	実施項目	具体的取組	関係部署	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2
64	公共コストの縮減	公共工事及び業務委託等におけるコストを検証し、コスト削減策を講じます。	総務 関係部署	調査・検討	検討・実施				
65	入札・契約制度の改善	多様な入札制度の調査研究を行い、公平・公正性の高い制度を導入します。また、請負・委託業務の第三者機関による成績評価制度の導入を検討します。	総務	調査・検討 適宜実施					
66	入札結果の公表について	入札結果について、町ホームページへ掲載します。	総務	検討	検討・実施				

町単独補助金の適正化

	実施項目	具体的取組	関係部署	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2
67	団体への町の単独補助金の見直し <関連 20>	各種団体(自治区含む)に対する運営費補助金については、各団体の実態を踏まえ、原則として廃止の方向で段階的に見直します。事業費補助については、制度の適正化を図ります。	総務 関係部署		調査・検討		実施		

行政組織の見直し

職員の意識改革

	実施項目	具体的取組	関係部署	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2
68	人材育成基本方針・計画の策定	総合的な人材育成を図るため、人材育成方針を策定し、同計画を推進します。 ・自己啓発の促進 ・自己申告制度の導入 など	総務	検討・策定	実施				

組織の見直し

	実施項目	具体的取組	関係部署	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2
69	チーム・グループの見直し <関連 35,36,76>	総合窓口の設置と併せて、簡素で効率的な組織を目指し見直しを行ないます。	総務	検討	検討・実施				
70	職制の見直し	組織の簡素化及び意思決定迅速化のため、職階・職制を見直します。	総務	検討	実施				
71	事務決裁規程等の見直し	現統轄、責任者の権限を拡大（庁内権限移譲）し事務の効率化を図ります。	総務	検討	実施				
72	用務員の委託化	シルバー人材センター等への委託を推進します。	総務	検討	実施				
73	電算システム情報管理の充実	情報管理を強化するため地域情報化計画を策定し、実行します。	総務 関係部署	調査研究	策定	実施			(見直し)
74	人材育成基本方針・計画の策定（再掲）	・各種研修事業の活用 ・民間業務研修の導入 ・人事交流事業の推進 など	総務	検討・策定	実施				(見直し)
75	スタッフ制の検討	緊急課題や新規課題へ対応するためスタッフ制の導入について検討します。	総務	検討	課題に応じ検討				
76	変則的勤務形態の検討 <関連 35,36,69>	「7時まで業務」について検証し、業務別フレクス勤務時間の導入等を検討します。	総務	調査・検討	組織機構に合わせて実施				

定員管理の適正化

	実施項目	具体的取組	関係部署	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2
77	定員管理適正化計画の策定	<p>事務事業の見直し、民間委託、権限移譲、嘱託職員の活用など総合的に勘案し、別途「定員管理適正化計画」を策定し、定員管理の適正化に取り組みます。</p> <p>H17.4.1職員数193名 (うち公営企業:56人) H22.4.1目標職員数177名 (うち公営企業:56人)</p> <p>『削減目標職員数16名 (8.3%)』</p>	総務	検討・策定	実施				
78	早期希望退職制度の実施	職員の新陳代謝の促進及び行政の能率的な運営を図るため、制度を実施します。	総務	実施	必要に応じ実施				
79	中途採用制度の検討	専門職、民間経験者の確保など、組織の活性化を図るため、「中途採用制度(経験者採用制度)」の導入を検討し、実施します。	総務	検討	必要に応じ実施				

人件費の適正化

	実施項目	具体的取組	関係部署	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2
80	特別職等の給与・手当の適正化	特別職等の給与等の抑制・適正化に努めます。 ・H17:特別職給与5%削減	総務	実施	検討・実施 (特別職報酬審議会)				
81	職員の給与体系の見直し	年功的な給与表を見直し、職務・職責に応じた構造に転換を図り、勤務評価を実施します。	総務	検討	実施				
82	希望降任制度の導入検討	希望降任制度の導入を検討し、実施します。	総務	調査・検討		実施			
83	管理職手当の削減	管理職手当を見直します。 ・定額制の導入 統 轄40千円/月 責任者30千円/月	総務	実施					
84	時間外勤務手当の縮減	時間外勤務手当の縮減に努めます。 ・職員の給料総額の4%を目標	総務	実施					
85	特殊勤務手当の見直し	手当の内容及び支給額について再度ゼロベースから見直しを行います。 < 現行 > 町税徴収事務280円/日, 伝染病防疫作業280円/日, 野犬捕獲等作業280円/回, 広報編集委員3,000円/月	総務	検討	検討・実施				

	実施項目	具体的取組	関係部署	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2
86	退職手当の抑制	退職手当の抑制を図ります。 ・20年以上勤続し退職した場合の退職時特別昇給を廃止します。	総務	実施					
87	高齢層の昇給の見直し	17年度 昇給停止年齢を58歳から57歳に改めます。 18年度以降は国公準拠とします。	総務	実施	(国公準拠)				
88	住宅手当の廃止	職員の住宅環境等を勘案し、住宅手当をH17から廃止します。	総務	実施					
89	通勤手当の見直し	職員の通勤状況等を勘案し、通勤手当を見直します。 ・6km未満は廃止、定期は6ヶ月分で支給。	総務	実施					
90	旅費の見直し	旅費を見直します。 ・県外日当(日額3,000円)廃止 ・宿泊代15,000円定額支給 10,000円実費支給。	総務	実施					
91	福利厚生費の見直し	福利厚生費について見直します。	調査	検討・実施					

財政の健全化

歳入確保に向けた取り組み

	実施項目	具体的取組	関係部署	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2
92	法定外税の研究	法定外税の導入について調査研究します。	総務 関係部署	調査研究					
93	徴収部門の連携強化	効率的で実効性のある徴収事務を進めるため町税等滞納整理機構による事業展開を図ります。 また、コンビニ収納などによる収納機会の拡大など利便性向上に努めます。	総務 関係部署	検討・実施					
94	町税滞納者に対する行政サービス制限	納税を促すための措置として、行政サービスの制限処置について検討し、実施します。	生活福祉 関係部署	調査・検討	検討・実施				
95	企業誘致の推進	町の環境にあった産業分野の企業誘致の推進を図ります。 ・工場適地の確保 ・税金等の優遇措置の検討など	農林商工	調査・検討					
96	町広報の充実	有料広告の掲載等の可能性について検討し、実施します。	総務	検討・実施 (挟込手数料徴収)	検討・実施 (有料広告掲載)				
97	企業会計手法の導入	企業会計的手法による財務諸表(バランスシート等)を作成します。	総務		一部実施 (普通会計)	実施 (会計全体)			
98	使用料等の見直し	受益が特定される行政サービスにより直接利益を受ける者の負担のあり方について、受益者負担の適正化を図ります。	総務 関係部署		調査・検討	実施		(見直し)	
99		予防接種の受診体制と料金体制について見直しを行います。	生活福祉	調査・検討	実施				
100	減免制度の見直し	受益が特定される行政サービスにより直接利益を受ける者の負担のあり方について、全庁的に見直しを行い、受益者負担の適正化に努めます。	総務 関係部署		調査・検討	実施		(見直し)	
101	ごみの有料化の検討	ゴミの有料化について、ごみ減量化対策と応分の負担という観点から検討し、実施します。	生活福祉	調査・研究			実施		
102	町有財産の処分	遊休未利用地の調査を行い、町有地について売却を含めた有効活用を検討します。	総務		調査・検討	必要に応じ実施			

公債費管理の適正化

	実施項目	具体的取組	関係部署	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2
103	長期借入金の抑制	町債残高を確実に減らしていくため、町債の発行額を元金償還額の範囲内で抑制します。	総務	実施					
104	公債費の抑制	事業スケジュール等見直し、建設事業の重点化、公共工事のコスト縮減等を進め、普通建設事業に伴う町債発行限度額を抑制します。	総務		検討・実施				
105	政府資金等の借換	高利な政府資金等借換実施を要請していくと共に民間資金の借換を要請します。	総務	実施					
106	一時借入金の抑制	資金計画の徹底による資金調達の一時的借入金縮減により利子の節減を図ります。	出納室	実施					

基金の確保

	実施項目	具体的取組	関係部署	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2
107	財政調整基金の積立	基金条例に基づく余剰金の一定額を確保するため、徹底した執行経費の節減を実行します。また、予算積立について検討し、実施します。	総務	検討・実施	「予算積立」は、状況により実施				

経常経費の改善

	実施項目	具体的取組	関係部署	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2
108	経常一般財源の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・町税等の収納率の一層の向上 ・保有資産の有効活用（貸付対価の適正化、不用財産の売却など） ・地方交付税、国庫補助金等の財源の確保 ・使用料及び手数料について、受益者負担の適正化 ・必要に応じ、特定目的基金等の柔軟な活用 	総務		適宜実施				
109	経常経費の抑制	<ul style="list-style-type: none"> ・人件費の抑制 ・繰出金の抑制（下水道・病院など） ・物件費、維持補修費、補助費などの抑制 ・公共コスト縮減 ・適正な入札の実施 ・公債費の抑制 	総務		適宜実施				

その他

	実施項目	具体的取組	関係部署	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2
110	度会土地開発公社の健全化に努めます。	度会土地開発公社の経営健全化について抜本的な見直しを行い、適宜実施します。	総務	適宜実施					
111	計画的財政運営の確立	中長期的財政収支計画を作成し公表します。	総務	一部実施	実施				

・第4次行財政改革審議会・総合計画審議会協議経過

年月日	経過	協議事項
17年 7月21日	第1回	辞令交付、会長及び副会長の互選 会議運営に関する事項の確認 行財政改革プランの柱立て
8月11日	第2回	行財政改革プラン ・策定の背景、必要性 ・基本方向、期間、視点
9月29日	第3回	行財政改革プラン ・住民参画の推進 ・事務事業見直し
10月11日	第4回	行財政改革プラン ・行政組織の見直し
10月25日	第5回	行財政改革プラン ・財政基盤の健全化
11月17日	第6回	行財政改革プラン ・全体イメージ図にて総体協議
12月1日	第7回	会長及び副会長の互選 行財政プラン（中間原案）
12月7日	第8回	行財政改革プラン（中間原案）
12月21日	第9回	行財政改革プラン中間答申書案
12月27日	中間 答申式	行財政改革プランの中間答申
18年 1月31日	第10回	総合計画後期基本計画 序章
2月13日	第11回	行財政改革プラン「実施計画」
2月20日	第12回	行財政改革プラン「実施計画」 総合計画後期基本計画 第1章～第3章
2月28日	第13回	総合計画後期基本計画 第1章～第4章、計画の推進
3月7日	第14回	行財政改革プラン 最終答申書案 総合計画後期基本計画 答申書案
3月9日	答申式	行財政改革プランの答申 総合計画後期基本計画の答申

・第4次行財政改革審議会、総合計画審議会委員名簿

(敬称略)

役職	氏名	
会長	まつざわ か え こ 松澤 加重子	司法書士、行政書士
副会長	みなみ まちる 南 衛	伊勢市教育研究所(教育相談員) 元二見小学校長
	のぐち よしひさ 野口 好久	(有)アクトファーム社長
	いわき けいすけ 岩城 慶輔	松下電工(株)伊勢工場 人事部長
	たかはし やすゆき 高橋 保幸	三重中京大学大学院政策科学研究科、 三重中京大学現代法経学部教授
H17.11.17 退任	よしかわ あらた 吉川 新	

写

玉総第 00869号

平成17年7月21日

玉城町行財政改革審議会会長 様

玉城町長 中瀬 信一

諮 問 書

国地方を通じた厳しい財政状況の中で、住民ニーズを的確に把握しながら、限られた財源を有効に活用し、分権型社会システムに転換していく必要がある。

市町村合併問題の方針について「当面単独」と決定した今、住民を主体とした協働の仕組み、権限移譲に即応する行政体制、厳しい財政状況に対応する財政運営など、行財政改革は喫緊の課題である。

このことから、更なる町勢の拡大を図るとともに、将来的に持続可能な行財政システムを構築し、真に自律した、「玉城らしさ」を活かしたまちづくりを実現するため、次のとおり諮問する。

諮問事項

行財政改革について

以上

平成18年3月9日

玉城町長 中瀬 信一 様

玉城町行財政改革審議会
会長 松澤 加重子

行財政改革について（答申）

平成17年7月21日に貴職から諮問された「行財政改革について」は、当審議会において慎重審議を重ねた結果、別紙のとおり提言がまとまりましたので、ここに答申いたします。

今後は、本答申を尊重し町の行財政運営に関する「行財政改革プラン」として、不断の改革・改善に取り組むこと、及び具体的な計画や進捗などを住民に対し積極的に情報公開を行うなど、説明責任を果たされることを要望します。

なお、議会においても、地方分権の進展に伴い「団体意思の決定を行う議事機関」、「執行機関の監視を行う監視機関」として更なる充実強化が必要であり、身近な議会、民意に基礎をおく住民の代表機関として、活性化を図り、機能・役割を適切に果たすよう期待するものであります。また、他市町の例や人口規模を考慮して適正な議員定数、報酬等についても十分検討を行い、自主的な改革の推進を図られるよう申し添えます。

玉城町行財政改革審議会委員

会 長	松澤	加重子
副会長	南	衛
委 員	野口	好久
委 員	岩城	慶輔
委 員	高橋	保幸

玉城町行財政改革プラン

(平成18年3月発行)

発行 三重県 玉城町(たまきちょう)

〒519-0495

三重県度会郡玉城町田丸 114 番地 2

電話 0596-58-8200

FAX 0596-58-4494

URL : <http://www.town.tamaki.mie.jp/>

E-mail : seisaku@town.tamaki.mie.jp

編集 玉城町 総務チーム